

北海道教育委員会 公報

令和7年(2025年)
2月19日(水曜日)

第6329号

目次

告示

○教育職員免許状の失効について..... 1

告 示

北海道教育委員会告示第10号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、失効した。

令和7年2月19日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

氏名	新谷沙織(旧姓小野)	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
養護教諭1種免許状	平19養一種第0076号	平成20年3月18日	北海道教育委員会
失効年月日	令和7年1月7日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第1号該当		
氏名	菅原直哉	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平26小1第650号	平成27年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状 (数学)	平26中1第916号		
高等学校教諭1種免許状 (数学)	平26高1第1185号		
失効年月日	令和7年1月30日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号(同法施行細則第20条第8号ウ)該当		

